

議案第 44 号

三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町下水道条例（昭和59年9月三宅町条例39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月4日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町下水道条例の一部を改正する条例

三宅町下水道条例(昭和59年9月三宅町条例39号)の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「次の各号に定める区分の額より算出した合計額とする。」を「次の各号に定める区分の額より算出した合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。」に改める。

第28条第3項第1号の表中、(1) 水量使用料を次のとおり改める。

(1) 水量使用料

区 分	1 立方メートル当り使用料金	
一般排水	①公衆（共同を含む。）浴場汚水	70 円
	②一般排水	115 円
中間排水		160 円
特定排水		210 円

第28条第3項第2号の表中、(2) 水質使用料を次のとおり改める。

(2) 水質使用料

項目 水質区分	1 立方メートル当り使用水量	
	(1) 生物化学的酸素要求量	(2) 浮遊物質質量
200 ミリグラムを超え 300 ミリグラム以下	12 円	17 円
300 ミリグラムを超え 600 ミリグラム以下	37 円	49 円
600 ミリグラムを超え 1,000 ミリグラム以下	81 円	104 円
1,000 ミリグラムを超え 1,500 ミリグラム以下	138 円	175 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（第28条第3項における料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の三宅町下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月の定例検針までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

三宅町下水道条例（新旧対照表）

改 正（案）			現 行		
（使用料の徴収）			（使用料の徴収）		
第28条 使用料は、使用者からこれを徴収する。			第28条 使用料は、使用者からこれを徴収する。		
2 使用料は月の中途において使用者が使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合においてもこれを徴収する。			2 使用料は月の中途において使用者が使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合においてもこれを徴収する。		
3 使用料は、水量使用料及び水質使用料とし、 <u>次の各号に定める区分の額より算出した合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。</u> ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			3 使用料は、水量使用料及び水質使用料とし、 <u>次の各号に定める区分の額より算出した合計額とする。</u> ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		
(1) 水量使用料			(1) 水量使用料		
区分	1立方メートル当り使用料金		区分	1立方メートル当り使用料金(税込み)	
一般排水	① 公衆(共同を含む。)浴場汚水	70円	一般排水	① 公衆(共同を含む。)浴場汚水	75.60円(内消費税5.60円)
	② 一般排水	115円		② 一般排水	124.20円(内消費税9.20円)
中間排水		160円	中間排水		172.80円(内消費税12.80円)
特定排水		210円	特定排水		226.80円(内消費税16.80円)
(2) 水質使用料			(2) 水質使用料		
特定排水で、次に掲げる水質の汚水を排除する場合にあつては、次表の水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて			特定排水で、次に掲げる水質の汚水を排除する場合にあつては、次表の水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて		

得た額に前号の使用料を加算して徴収する。

ア 生物化学的酸素要求量

1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超えるもの

イ 浮遊物質量

1リットルにつき200ミリグラムを超えるもの

項目 水質区分	1立方メートル当り使用料金	
	(1)生物化学的酸素要求量	(2)浮遊物質量
200ミリグラムを超え 300ミリグラム以下	<u>12円</u>	<u>17円</u>
300ミリグラムを超え 600ミリグラム以下	<u>37円</u>	<u>49円</u>
600ミリグラムを超え 1,000ミリグラム以下	<u>81円</u>	<u>104円</u>
1,000ミリグラムを超え 1,500ミリグラム以下	<u>138円</u>	<u>175円</u>

得た額に前号の使用料を加算して徴収する。

ア 生物化学的酸素要求量

1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超えるもの

イ 浮遊物質量

1リットルにつき200ミリグラムを超えるもの

項目 水質区分	1立方メートル当り使用料金(税込み)	
	(1)生物化学的酸素要求量	(2)浮遊物質量
200ミリグラムを超え 300ミリグラム以下	<u>12.96円(内消費税0.96円)</u>	<u>18.36円(内消費税1.36円)</u>
300ミリグラムを超え 600ミリグラム以下	<u>39.96円(内消費税2.96円)</u>	<u>52.92円(内消費税3.92円)</u>
600ミリグラムを超え 1,000ミリグラム以下	<u>87.48円(内消費税6.48円)</u>	<u>112.32円(内消費税8.32円)</u>
1,000ミリグラムを超え 1,500ミリグラム以下	<u>149.04円(内消費税11.04円)</u>	<u>189.00円(内消費税14.00円)</u>

--	--